

所得税・住民税の定額減税について

物価高に対する国民の負担を緩和するためとして、令和6年度税制改正による「定額減税」が 2024 年6月からスタートされます。 2024年分の税金について、1人当たり所得税3万円、住民税1万円の、計4万円が減税されることになります。

25.51 (12.21) (1.1.21.21) (1.1.21.21) (1.1.21.21)			
概要	1人当たり所得税3万円、住民税1万円、計4万円の定額減税が行われる。		
	・ 対象者は、本人、配偶者・扶養親族で合計所得金額 48 万円以下(給与収入 103		
	万円以下)、の国内居住者。(16 歳未満の扶養親族も対象)		
	・ 給与から徴収される源泉所得税は、2024年6~12月の間に、定額減税額(6月		
所	1 日時点の対象者で計算)に達するまで、毎月差し引いていきます(甲欄適用者の		
得	み)。さらに、年末調整や確定申告で、年間の所得税額との精算を行います。		
税	・ 個人事業主などは、2024 年 6 月以降の予定納税や確定申告で、定額減税額が差		
	し引かれます。		
	・ 給与から徴収されている住民税(特別徴収)は、2024 年 6 月分は徴収せず、7		
住			
民			
税	・ 個人事業主などは、2024 年 6 月以降の住民税(普通徴収)から、定額減税額が		
	差し引かれます。		
その他	・ 合計所得金額が 1,805 万円超の人は対象外となります。		
	• 定額減税は住宅ローン控除やふるさと納税には影響しません。		
	・ 定額減税が引ききれない場合は、差額を 1 万円単位で給付されます。また、非課		
	税世帯にも給付金が支給されます。		

個人事業主などは確定申告で定額減税処理すればよく、住民税は市区町村の通知どおりなので、対応すべきは給与の源泉所得税となります。

(給与源泉所得税の定額減税対応)

- 2024年6月1日時点の定額減税対象者を確認する(配偶者・扶養親族)
- 2024年6月~12月の間に、定額減税額に達するまで、毎月差し引いていく(甲欄適用者のみ)なお、給与計算ソフトは対応版にアップデートをすればOK。

■税務カレンダー

	内容	備考
5月	自動車税の納付	
6月	個人住民税納付(第1期)	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。 住民税納付(普通徴収)については、上記と異なる地域があります。



上原浩二会計事務所 公認会計士・税理士 上 原 浩 二 〒631-0002 奈良市東登美ヶ丘 1-11-3